

# 岩見沢市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和4年3月30日 水曜日 午後2時48分から  
午後3時42分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)

委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	倉田真二	(議席9番)
委員	森一男	(議席34番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	小野洋志
振興係長	内山充人
振興係主任	船戸崇之
農業振興センター担当主査	山田勝彦
主査	池田大輔

佐々木代理  
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第3回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号14番西村委員、15番西谷内委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議案4件、協議案1件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

3月25日、令和3年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が開催されました。内容は、水田活用の交付金を見直しと、最適化活動と記録についてでありました。

報告については以上とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山係長  
議長  
内山係長

議長、振興係長。

内山係長。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上の表に記載の所有権関係について、所有権148番外4件は、農地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から5ページ別紙2に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借64番外9件の賃借権の設定です。

次に、議案6ページ別紙3から8ページ別紙5の上の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権146番外19件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の使用貸借関係は一般分で、使用貸借4番外2件の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第36号で令和4年2月28日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

山田主査  
議長  
山田主査

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

総会議案9ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は、北村地区の1件です。

総会議案10ページから11ページ、整理番号1番について

の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、平成9年9月9日、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建ての納屋が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号岩見沢市農業従事者調査についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任  
議 長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案12ページ、報告第4号「岩見沢市農業従事者調査」の結果について、昨年12月から本年2月に実施した調査の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

まず、農業従事者調査の要件といたしましては、令和4年1月1日現在において、30アール以上の経営農地を耕作する農業経営主とその家族、農地所有適格法人の役員、構成員、従業員で、年間60日以上農業に従事かつ令和4年4月1日現在18歳以上の者を資格要件として整理いたしました。それでは、確定した結果について、ご説明申し上げます。

13ページ、別紙1をご覧ください。この表は、各戸数、男女別人数について個人・法人別に昨年との対比表として記載いたしました。表に記載されている括弧内が昨年の数値です。個人・法人別に見ますと、個人では戸数、人数ともに減となっておりますが、法人では増となりました。個人の戸数は683戸で、33戸の減、男性は985人で48人の減、女性は779人で37人の減、合計1,764人で85人の減となりました。戸数、従事者人数が減となった主な理由といたしましては、経営不振や後継者不足等により、農地法第3条許可申請、農用地利用集積計画作成による農地の売買、貸付等で農地を処分し離農したこと、また、高齢となり農業に従事出来なくなったこと、経営を法人化したなどが原因と考えられます。

次に、法人の戸数は130戸で2戸の増、男性は291人で5人の増、女性184人で9人の増、合計475人で14人の増となっております。増となった主な理由は、法人の設立と役員に就任するなど昨年と同様と考えられます。合計といたしまして、ご覧のとおり昨年と比べますと、戸数、男女別従事者人数も大幅な差異はない結果となりました。また、14ページ、別紙2（内訳）は、別紙1の内容を地区別に集計した表となります。この表につきましては、のちほどご覧いただきたいと思っております。

調査にあたり、農業委員の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。以上で調査結果の報告を終わります。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程7、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

池田主査  
議 長

議長、土地改良推進事務所担当主査。

池田主査。

池田主査

それでは、総会議案15ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案16ページ、整理番号1番については、貸主が他の農業者に農地を譲り渡すことから解約するもので、3月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

議案同ページ、整理番号2番から3番については、双方の都合により解約するもので、3月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程8、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。ここで、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案19ページ、整理番号14番について説明を求めます。

船戸主任  
議 長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案17ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案19ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号14番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[ ]の議事参与の制限を解除します。それでは残りの案件につきまして、総会議案18ページから19ページ、整理番号1番から13番について、説明を求めます。

船戸主任  
議 長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、議案18ページ、別紙1の整理番号1番から10番、議案19ページ、別紙2の整理番号11番から13番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

小野係長  
議 長  
小野係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、総会議案20ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は5件で、内訳につきましては、使用貸借権の設定が4件、所有権移転の設定が1件でございます。

総会議案21ページ、整理番号1番に記載の貸主は、所有する農地を自身が参画する農地所有適格法人に使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は3月10日に西谷内委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番から3番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも自身が所有する農地を農地所有適格法人へ使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は3月10日に池田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案22ページ、整理番号4番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は3月10日に川北委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

議案23ページ、整理番号5番に記載の譲渡人は、離農するため所有する農地を有償で近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田・畑共に10aあたり[ ]、総額

です。なお、申請地は、3月10日に佐々木代理に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

まず第1地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案36ページから37ページ、所有権173番から174番について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

第1地区常任委員会より、所有権173番から174番についてのみ、先にご説明いたします。

議案36ページから37ページ、所有権173番から174番の譲渡人は、耕作が困難なため、農地を譲り渡し離農するもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第1地区の残りの案件について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案25ページから29ページ、賃貸借74番から78番は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案30ページから33ページ、賃貸借79番から82番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案34ページから35ページ、所有権171番から172番は、農地保有合理化事業により所有する農地を処分するもので、北海道農業公社へ農用地の買入協議を行った結果、決定したものでございます。

次に、議案38ページ、所有権175番の譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒田常任委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長 次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。  
第2地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案39ページ、所有権176番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡し経営規模を縮小するもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

中林委員長 次に第3地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。  
それでは、総会議案40ページ、所有権177番について説明をお願いいたします。  
中林常任委員長。  
第3地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案40ページ、所有権177番の譲渡人は、後継者もなく、遠方に居住し耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。中林常任委員長は自席にお戻りください。

西谷内委員長 次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。  
第4地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案41ページから43ページ、賃貸借83番から85番は、農地中間管理機構である公益財団法人 北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

議長 次に、議案44ページから46ページ、賃貸借86番から88番は、北海道農業公社の、農地保有合理化事業10年貸し付けタイプによる一時貸し付けでございます。  
次に議案47ページ、所有権178番は、農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、農用地の買入協議の結果、決定されたものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

志賀野委員長 次に第5地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。それでは、総会議案48ページ、賃貸借権89番について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。  
第5地区常任委員会より、賃貸借89番についてのみ、先にご説明いたします。  
議案48ページ、賃貸借89番は、農地中間管理機構である公益財団法人 北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。こ

ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。それでは、第5地区の残りの案件について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長

それでは残りの案件について、ご説明いたします。

議案49ページから51ページ、賃貸借90番から92番は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案52ページ、所有権179番は、農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、北海道農業公社へ農用地の買入協議を行った結果、決定されたものでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。議案53ページから55ページ、賃貸借93番から95番は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案56ページから58ページ、賃貸借96番から98番の貸主は、体調不良により耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案59ページから64ページ、賃貸借99番から104番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案65ページ、賃貸借105番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案66ページから67ページ、所有権180番から181番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案68ページから69ページ、所有権182番から183番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて経営の安定を図るものです。

次に、議案70ページ、使用貸借7番の貸主は耕作不便な農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案71ページ、使用貸借8番の貸主は高齢で耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

宇井委員長

次に第7地区ですが、ここで、[ ]の議事参与を制限します。それでは、総会議案89ページ、使用貸借権9番について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

第7地区常任委員会より、使用貸借9番についてのみ、先にご説明いたします。



議案 89 ページ、使用貸借 9 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地等を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地等を借り受けるとともに、新たに農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、          の議事参与の制限を解除します。それでは、第 7 地区の残りの案件について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案 72 ページから 75 ページ、賃貸借 106 番から 112 番の貸主は、遠隔地に居住し、もしくは高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 76 ページ、賃貸借 113 番の貸主は、耕作不便な農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 77 ページから 81 ページ、賃貸借 114 番から 118 番の貸主は、遠隔地に居住、もしくは高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 82 ページ、所有権 184 番の譲渡人は、耕作不便な農地等を譲り渡して農作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地等を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 83 ページ、所有権 185 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地等を譲り渡すもので、譲受人は、農地等を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 84 ページから 88 ページ、所有権 186 番から 190 番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して農作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 90 ページから 92 ページ、使用貸借 10 番から 11 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 93 ページから 94 ページ、使用貸借 12 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地等を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地等を借り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案 95 ページ、使用貸借 13 番の貸主は耕作不便な農地を貸し付け、農地の集約化を図るもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程 11、協議案第 1 号、農業委員会における最適化活動の目標設定及び活動記録の記帳等についてを上程いたします。説明を求めます。

小野係長

議長、農地係長。

議長

小野係長。

小野係長

それでは、総会議案 96 ページ、協議案第 1 号、農業委員会における最適化活動の目

標設定及び活動記録の記帳等について、ご説明申し上げます。農業委員会としての令和4年度最適化活動の目標については、総会前に農政委員会を開催し、ご承認をいただきました。

内容については、のちほど説明いたします。また、農水省の規定の変更により、令和4年度より、農業委員お一人お一人に日々行った活動を記録していただくことになりました。お一人お一人の活動状況の記録に係るため、3月18日に農地委員会を開催し、各常任委員長・副委員長に記載方法や手続き方法をご説明したところです。皆様にお手元にフラットファイルに入れて活動記録簿を配布しております。4月以降は、この記録簿に日々の活動内容を記録していただきますようお願いいたします。この記録簿の事務局への提出は、翌年3月末となりますが、機会のある際に、各地区におきまして、記録内容等の確認もお願いしたいと思います。なお、記録簿のデータはエクセル様式となっています。データで記録したい方がいらっしゃいましたら、メールアドレスを教えてください。提供いたします。ただし、エクセル様式のため、該当欄を丸付けする際など、入力に手間を要することから、手書きで記載した方が楽と考えていただいた方が良いかと思っております。不明な点等がございましたら、事務局へお問い合わせ願います。

それでは令和4年度の農業委員会の目標についてご説明いたします。右上に別紙様式1と書かれた、タイトルが「令和4年度最適化活動の目標の設定等」と書いてあります資料を、机上配布しておりますので、ご覧ください。1ページ目は現在の農業委員会の状況になりますので、のちほどご覧ください。資料の2ページ目になりますが、農地の集積状況について、①現状と課題については、管内の農地面積が19,800haに対し、これまでの集積面積が18,523haのため、集積率は93.6%となっています。次の②目標について、今年度の新規集積率を30haとしています。30haは例年と同じです。その結果、今年度末の集積率の目標は0.01%増の93.7%としたところです。次に「(2)の遊休農地の解消」については、「①現状と課題」におきまして、前年度の農地パトロールの結果から遊休農地が2.5ha残っていることとなりますので、2.5haを計上し、「②の目標」におきまして、令和4年度中の解消を目指すこととしています。次に、一番下段の「イ新規発生遊休農地の解消」については、遊休農地を発生させないこと目標とするため0haとしています。3ページの「(3)新規参入の促進」について、「①現状と課題」については、記載のとおりです。また「②の目標」にあります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、過去3年間の農用地利用集積計画による権利移動面積1割である119haとしています。次に、「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数」について、1人当たりの活動日数の目標は、農水省が求める月平均8日を計上いたしました。次に「(2)活動強化月間の設定目標」について、1年に3回、活動強化月間とする必要があるため、7月に遊休農地の解消、11月に新規参入の促進、1月に農地の集積としています。「(3)新規参入相談会への参加目標」については、農業委員が新規参入相談会への参加を年1回以上定める必要がありますので、本年11月に予定されている「北海道新規就農フェア（アクセス札幌）」への参加を予定していることにしています。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、農地委員会より報告があります。中林農地委員長。

中林委員長 今月18日に農地委員会を開催し、「農地パトロールの日程」について協議を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

「農地パトロールの日程変更について（令和4年3月総会資料）」と書いてある資料を机上配布しておりますのでご覧ください。全国農業会議が定めている「農地パトロー

議 長

ル実施要領」では、毎年8月頃に「農地パトロール」を実施することになっています。そのため、令和4年度から実施する「農地パトロール」については、全地区とも、7月上旬から8月下旬までの間に実施することといたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上で、農地委員会の報告を終わります。

只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

中林農地委員長は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月4月の総会ですが、4月27日(水)午後3時00分から、こちらの市役所委員会室で開催いたします。

来月4月の現況証明願いの現地調査は、4月11日(月)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、7番日笠委員、8番岩瀬委員、9番倉田委員、10番米内山委員、11番宇井委員、17番長森委員、18番久保委員、23番柿崎委員、30番小倉委員となりますので、よろしく願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

